

日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議報告書

平成20年11月7日

日野市指定管理者候補者選定委員会

日野市長 馬 場 弘 融 様

日野市指定管理者候補者選定委員会
委員長 佐 藤 吉 元

日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議報告書

日野市指定管理者候補者選定委員会は、平成21年4月1日から、日野市が予定している下記の公の施設の管理・運営に、地方自治法第244条の2で規定する指定管理者を導入するのにあたり、「日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「条例」）の規定に基づき、事業者から提出された事業計画書の書類審査及び事業者によるプレゼンテーションと質疑応答による審査を行いました。

審査に先立ちましては、対象施設の選定方法について、管理運営実績状況や市の施策を円滑に推進するため、条例第2条の公募による選定と条例第5条の公募によらない選定の二通りで行うという方針が、市から示されました。

公募によらない選定を行うにあたっては、住民サービスの向上、効率的な運営及び経費の削減といった指定管理者制度導入の目的に加え、応募事業者の置かれている公共的な役割と存続・育成していく必要性も考慮して総合的に審議いたしました。

以上のことを踏まえ、市民委員4名、行政委員3名の計7名の委員で、慎重に審議をした結果、審査が終了いたしましたので、日野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱第2条に基づき、次のとおり報告いたします。

1. 指定管理者候補者選定までの経過

(1) 選定を行う施設一覧

- ・日野市立中央福祉センター、日野市立湯沢福祉センター（2施設を一括して公募）
- ・日野市立栄町高齢者在宅サービスセンター（非公募）
- ・日野市立やまばと（非公募）
- ・日野市立つばさ（非公募）
- ・日野市立はくちょう（非公募）
- ・日野市立希望の家（非公募）
- ・日野市立豊田駅北交流センター、日野市立南平駅西交流センター、日野市立東町交流センター、日野市立落川交流センター、日野市立新町交流センター、日野市立平山交流センター（6館を一括して公募）
- ・日野市立多摩平交流センター（非公募）

- ・日野市立万願寺交流センター（非公募）
- ・日野市東部会館（非公募）
- ・日野市勤労・青年会館（公募）
- ・日野駅西駐輪場、豊田駅南第4駐輪場（非公募）

（２）候補者の募集

日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第２条及び第５条の規定に基づき、上記（１）の施設において、指定管理者の候補者を募集

（３）応募状況（平成 20 年 7 月 1 日号「広報ひの」及び同日付をもって日野市のホームページで募集。申請書の受付締切は、同年 7 月 18 日とした。）

- ・日野市立中央福祉センター、日野市立湯沢福祉センター（１社応募）
- ・日野市立豊田駅北交流センター、日野市立南平駅西交流センター、日野市立東町交流センター、日野市立落川交流センター、日野市立新町交流センター、日野市立平山交流センター（２社応募）
- ・日野市勤労・青年会館（３社応募）

※公募によらない施設については、募集要項に基づき、各施設 1 社から応募があった（申請書の受付締切日は公募による施設と同じ）

（４）選定委員会の設置及び開催経過

日野市指定管理者候補者選定委員会は、日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」）、日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則、日野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づき、平成 20 年 7 月 28 日に設置され、下記のとおり開催いたしました。

〔第 1 回〕 平成 20 年 7 月 28 日（月）

主な議題：委員長の選出及び選定基準の決定

〔第 2 回〕 平成 20 年 9 月 22 日（月）

主な議題：日野市立交流センター（6 館一括）（公募 2 社）及び日野市勤労・青年会館（公募 3 社）に係る、応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答等

〔第 3 回〕 平成 20 年 10 月 6 日（月）

主な議題：日野市東部会館（非公募 1 社）、日野駅西駐輪場・豊田駅南第 4 駐輪場（非公募 1 社）、日野市立中央福祉センター・日野市立湯沢福祉センター（公募 1 社）に係る、応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答等

〔第 4 回〕 平成 20 年 10 月 7 日（火）

主な議題：日野市立栄町高齢者在宅サービスセンター（非公募 1 社）、日野市立やまばと（非公募 1 社）、日野市立つばさ（非公募 1 社）、日野市立はくちょう（非公募 1 社）、日野市立希望の家（非公募 1 社）に係る、応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答等

〔第 5 回〕 平成 20 年 10 月 14 日（火）

主な議題：日野市立多摩平交流センター（非公募 1 社）、日野市立万願寺交流センター（非公募 1 社）に係る、応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答等

〔第 6 回〕 平成 20 年 10 月 27 日（月）

主な議題：まとめ及び審議報告書の作成

〔第 7 回〕 平成 20 年 10 月 31 日（金）

主な議題：審議報告書の確認

2. 選定基準

条例第 4 条第 1 号から同条第 5 号の基準に基づき、厳正かつ公正な審議を行いました。（施設ごとの詳細は、別紙を参照願います）。

3. 選定方法

施設ごとに、応募事業者から提出された事業計画書の審査を行うとともに、各事業者によるプレゼンテーション、選定委員による各事業者へのヒアリングを実施し、各事業者の実績等も考慮した総合的な審議を経た上で最も優秀な提案がなされた事業者を当該施設の指定管理者の候補者として選定しました。

なお、一社応募や公募によらない施設についても、同様に評価し、指定管理者の候補者として選定を行いました。

4. 選定の結果

施設名	選定候補者名	選定方法
日野市立中央福祉センター 日野市立湯沢福祉センター	社会福祉法人日野市社会福祉協議会	公 募
日野市立栄町高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人日野市福祉事業団	非公募
日野市立やまばと	社会福祉法人日野市福祉事業団	非公募
日野市立つばさ	社会福祉法人日野市福祉事業団	非公募
日野市立はくちょう	社会福祉法人日野市福祉事業団	非公募
日野市立希望の家	社会福祉法人日野市福祉事業団	非公募
日野市立豊田駅北交流センター 日野市立南平駅西交流センター 日野市立東町交流センター 日野市立落川交流センター 日野市立新町交流センター 日野市立平山交流センター	株式会社日野市企業公社	公 募
日野市立多摩平交流センター	特定非営利活動法人市民サポートセンター日野	非公募

施設名	選定候補者名	選定方法
日野市立万願寺交流センター	特定非営利活動法人日野子育てパートナーの会	非公募
日野市東部会館	株式会社日野市企業公社	非公募
日野市勤労・青年会館	株式会社日野市企業公社	公 募
日野駅西駐輪場、豊田駅南第4駐輪場	株式会社日野市企業公社	非公募

5. 審議全体の総括

今回の審議した施設には、平成 18 年度に指定管理者制度が導入されて初めての更新となる施設が多く、施設の管理・運営の状況を十分把握・研究した上で提案が多く出されておりました。

一方で、評価の観点に沿った具体的提案がなされていないものもいくつか見受けられ、その点についてはヒアリングで補うかたちをとり、その上で最も適切と思われる事業者を候補者として選定しました。

公募によらない施設の評価において、外郭団体については、市民の信頼性、確実性が高く、行政が担いきれない公共的役割を補完する団体として、一定の成果を上げながら実績を積み上げていること、また、NPO 法人については、確実な市民サービスの提供が可能であり、施設管理とそれに密接に関連する政策事業を推進しており、市として育成していく必要があることから、それらの団体による管理運営が望ましいと判断しました。

本選定委員会では下記の付帯意見を付し、指定管理者制度導入による更なる市民サービスの向上を図るよう希望します。

（協定の締結にあたって）

- ・ 所管課は、指定管理者の業務内容規定に遺漏のないよう、指定管理に係る「施設管理基準書」を精査・整備をするとともに、施設の管理・運営状況を常時把握しておくため、「指定管理者の業務遂行状況点検要領」（仮称）を整備することを望みます。
- ・ 公募によらない施設の指定管理者にあっては、指定期間内で、施設利用増加のためのPR活動や市民ニーズに応じた事業展開の実施等、一層の経営努力と職員の意識改革をお願いしたい。
- ・ 指定管理者制度を導入した所期の目的や効果が発揮されるよう、指定管理者の管理・運営状況を定期的にチェックしていただきたい。
- ・ 施設の有効活用を一層促進するため、施設を利用する市民などの声を聴きながら、指定管理者による自主事業等の督励をしていただきたい。
- ・ 管理基準仕様書に加え、市民サービスにつながる提案項目及び選定にあたっての要望事項を織り込んで指定管理者と協定締結をしていただきたい。

(指定管理者の選定のしくみについて)

- ・ 市民委員を加えて総合的な事業評価を実施し、所管課は常に管理・運営についてチェックすると共に、その後の指定管理者選定に反映していただきたい。
- ・ 指定管理者の候補者の選定にあたり、募集要項や採点表の様式等を見直すなどの改善を加え、本制度が今後さらに有効に運営されるようにしていただきたい。具体的には、
 - ア) 提案事項と採点表との整合性を図る。
 - イ) 事業計画書、収支計画書、要員配置計画書の様式を統一し、ページ数の制限(上限)を設ける。
 - ウ) 採点基準の表現を見直し、落第点の扱い、相対比較のルール決める。等々

6. 選定委員名簿

委員長	佐藤 吉元 (市民委員)
副委員長	小川 孝 (行政委員・総務部長)
	貴志 義孝 (市民委員)
	鈴木 直美 (市民委員)
	鶴岡 英雄 (市民委員)
	高橋 治 (行政委員・企画部長)

以上、固定委員

高田 明彦 (行政委員・企画部参事)

※日野市立交流センター、日野市東部会館担当

関田 和男 (行政委員・まちづくり部長)

※日野市勤労・青年会館、日野市立駐輪場担当

大坪 冬彦 (行政委員・健康福祉部長)

※日野市立福祉センター、日野市立高齢者在宅サービスセンター、日野市立障害者(児)福祉施設担当

施設名：日野市立中央福祉センター・日野市立湯沢福祉センター

(1) 選定のポイント

- ・ 防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適正であるか。
- ・ 日常的な安全管理が十分に考えられているか。
- ・ 個人情報保護のための体制が整っているか。

(2) 応募団体名

社会福祉法人日野市社会福祉協議会

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	(社福) 日野市社会福祉協 議会	配点合計
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。 (第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	7 0	1 0 5 点 (15 点×7 人)
	②利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	③施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるか。 (第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。	6 8	1 0 5 点 (15 点×7 人)
	②事務効率・経費削減等の工夫がされているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有しているか。 (第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	3 8 6	5 6 0 点 (80 点×7 人)
	②適正な経理処理ができるか。		
	③同種の施設管理運営実績があるか。		
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。		
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。		
	⑥利用者との苦情対応策は適切か。		
個人情報等について適正な管理が確保されるか。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	1 0 8	1 4 0 点 (20 点×7 人)
その他市長等が認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	8 2	1 4 0 点
	②運営方針等から熱意・意欲が感じられるか。		

	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		(20点×7人)
	小 計	7 1 4	1 0 5 0 点
	付 加 点	7 0	(150点×7人)
	合 計	7 8 4	
	順 位	1	

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 全く要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

※ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

＜指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果＞

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80点以上 100点	+ 2 0 点
2	「良」	70点以上 80点未満	+ 1 5 点
3		60点以上 70点未満	+ 1 0 点
4	「改善」	50点以上 60点未満	- 1 0 点
5		50点未満	- 2 0 点

本施設については、社会福祉法人日野市社会福祉協議会に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点 63.7 点）に基づき、10 点×7 名=70 点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 社会福祉法人日野市社会福祉協議会

（５）指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

（６）総評

● 選定理由

- ・ 市と連携した事業展開をしている上記候補者の活動の拠点が中央福祉センターであること、当センターの管理運営について十分な経験があること、また湯沢福祉センターも同種の施設であることから 2 館一括での安定した公共サ

ービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

● **協定締結にあたっての要望事項**

- ・ 長期間の実績にたよることなく、組織として指定管理に係る業務の担当を明確にし、スケジュール管理、施設管理（日常点検を含む。）等、責任を持って遂行すること。
- ・ 利用率の向上施策を具体的に企画・実行すること。
- ・ 単に施設の維持管理や受付業務の処理に終始することなく、当施設の設置目的に沿った施設機能を発揮できるように、地域の高齢者の健康増進、文化教養向上及びレクリエーションの便宜を提供する事業について、積極的な企画・取り組みに努めること。
- ・ 所管課は、当施設の一層の活用促進のため、地域包括支援センター等の機関や他の福祉施設との連携・役割分担づくりに協力すること。
- ・ 施設の老朽化、高齢者の利用が多いこと等を考えると、緊急時の対応のシステムを構築し運用を徹底すること。

施設名：日野市立栄町高齢者在宅サービスセンター

(1) 選定のポイント

- ・ 施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。
- ・ 日常的な安全管理が十分に考えられているか。

(2) 応募団体名（非公募）

社会福祉法人日野市福祉事業団

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	(社福) 日野市福祉事業団	配点合計
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。 (第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	107	140点 (20点×7人)
	②利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	③施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるか。 (第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。	160	210点 (30点×7人)
	②事務効率・経費削減等の工夫がなされているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有しているか。 (第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	407	525点 (75点×7人)
	②適正な経理処理ができるか。		
	③同種の施設管理運営実績があるか。		
	④防災・防犯等の危機管理対応策は適切であるか。		
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。		
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。		
	⑦利用者とのトラブルの未然防止策及び対応策は適切か。		
個人情報等について適正な管理が確保されるか。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	50	70点 (10点×7人)

その他市長等が認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	70	105点 (15点×7人)
	②運営方針等から熱意・意欲が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
小計		794	1050点 (150点×7人)
付加点		70	
合計		864	

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 全く要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

※ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

＜指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果＞

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80点以上 100点	+20点
2	「良」	70点以上 80点未満	+15点
3		60点以上 70点未満	+10点
4	「改善」	50点以上 60点未満	-10点
5		50点未満	-20点

本施設については、社会福祉法人日野市福祉事業団に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点61.7点）に基づき、10点×7名=70点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 社会福祉法人日野市福祉事業団

（５）指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

ただし、当該施設の民間移譲等が進んだ場合には、条例で定める廃止の日をもって指定期間を終了する。

(6) 総評

● 選定理由

- ・ 当施設は既に見直し対象として検討の段階に入っており、今後の方向性が確定するまでの間管理運営することとなる。当施設について、開設当初からの管理運営の十分な経験もあり、施設の特性を活かし安定したサービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

● 協定締結にあたっての要望事項

- ・ 指定管理者の主な業務である介護予防サービスの通所介護を始めとして、当施設の設置目的に沿った施設機能を発揮できるように、積極的な企画・取り組みに努めること。
- ・ 所管課は、当施設の一層の活用促進のため、地域包括支援センター等の機関や他の福祉施設との連携・役割分担づくりに協力すること。
- ・ 利用率の目標数値を明確にするとともに、「入浴サービスの増加」や「家族ケア事業」等、具体的な方策を検討し、目標達成に向けてさらなる努力をすること。
- ・ 送迎委託の見直し、給食のセンター化等の業務改善は、人件費の低減による経費削減に終始することなく、実現に努めること。

施設名：日野市立やまばと

(1) 選定のポイント

- ・ 施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。
- ・ 公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。
- ・ 事務効率・経費削減等の工夫がされているか。
- ・ 安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。

(2) 応募団体名（非公募）

社会福祉法人 日野市福祉事業団

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員全体の得点とした。

審査項目	内 容	(社福) 日野市福祉事業団	配点合計
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。(第4条第1号)	①障害者ある市民及びその家族の平等な利用が確保されているか。	292点	385点 (55点×7人)
	②障害のある市民及びその家族が利用できる配慮はなされているか。		
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	⑤地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるか。(第4条第2号)	①公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。	186点	245点 (35点×7人)
	②事務効率・経費節減等の工夫がされているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有しているか。(第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	181点	245点 (35点×7人)
	②防災・防犯時の危機管理対応策は適切であるか。		
	③日常的な安全管理が十分に考えられているか。		

	④日常的な衛生管理が十分に考えられているか。		
個人情報等について適正な管理が確保されるか。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	27点	35点 (5点×7人)
その他市長等が認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	96点	140点 (20点×7人)
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
小計		782点	1,050点 (150点×7人)
付加点		70点	
合計		852点	

* 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

* 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 多くの要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

* 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

<指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果>

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80点以上100点	+20点
2	「良」	70点以上80点未満	+15点
3		60点以上70点未満	+10点
4	「改善」	50点以上60点未満	-10点
5		50点未満	-20点

本施設については、社会福祉法人日野市福祉事業団に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点65.2点）に基づき、10点×7名＝70点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 社会福祉法人日野市福祉事業団

(5) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(6) 総評

●選定理由

障害者自立支援法に基づく障害者の地域生活を支援する施設として、市と協調して事業を展開する必要がある当該施設の管理運営について十分な経験があり、施設の特性を生かし、公の施設としての効用を発揮したサービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

●協定締結にあたっての要望事項

- ・施設の設置目的に即した機能を発揮できるように、より一層職員配置・職員研修に万全を期すること。
- ・中途障害者、知的障害者を含め今後ますます多様な支援が求められる。適切な対応ができるよう職員の専門性を高める研修を確立し、幅広い支援を図ること。
- ・個人情報保護、環境への配慮、安全管理、衛生管理についての具体的な計画を作成して施設の管理運営をあたること。
- ・施設の管理監督にあたる幹部職員については、事故等の未然防止、業務改善促進のために業務の実態掌握に努めること。
- ・事業の展開にあたっては、収支に十分配慮し、更なる経営体質の改善を行うこと。
- ・所管課は、指定管理者による業務の遂行状況を常時把握しておくため、頻度高く現場視察を行うこと。

施設名：日野市立つばさ

(1) 選定のポイント

- ・ 施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。
- ・ 公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。
- ・ 事務効率・経費削減等の工夫がされているか。
- ・ 安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。

(2) 応募団体名（非公募）

社会福祉法人 日野市福祉事業団

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員全体の得点とした。

審査項目	内 容	(社福) 日野市福祉事業団	配点合計
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。(第4条第1号)	①訓練等給付費が支給されている障害者が平等に利用契約に基づき施設を利用できるようになっているか	261点	350点 (50点×7人)
	②障害のある市民及びその家族が利用できる配慮はなされているか。		
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	⑤地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるか。(第4条第2号)	①公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。	202点	280点 (40点×7人)
	②事務効率・経費節減等の工夫がされているか。		
	③利用者の増加及び利用率の向上が図られているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有しているか。(第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	177点	245点 (35点×7人)
	②防災・防犯時の危機管理対応策は適切であるか。		
	③日常的な安全管理が十分に考えられているか。		

	④日常的な衛生管理が十分に考えられているか。		
個人情報等について適正な管理が確保されるか。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	27点	35点 (5点×7人)
その他市長等が認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	98点	140点 (20点×7人)
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
小計		765点	1,050点 (150点×7人)
付加点		70点	
合計		835点	

＊ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

＊ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 5点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 多くの要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

＊ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

＜指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果＞

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80点以上100点	+20点
2	「良」	70点以上80点未満	+15点
3		60点以上70点未満	+10点
4	「改善」	50点以上60点未満	-10点
5		50点未満	-20点

本施設については、社会福祉法人日野市福祉事業団に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点68.1点）に基づき、10点×7名＝70点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 社会福祉法人日野市福祉事業団

(5) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(6) 総評

●選定理由

障害者自立支援法に基づき障害者の日中活動を支援する施設として、市と協調して事業を展開する必要がある当該施設の管理運営について十分な経験があり、また、適正な職員体制、職員研修により安定したサービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

●協定締結にあたっての要望事項

- ・施設の設置目的に即した機能を発揮できるように、より一層職員配置・職員の研修に万全を期すること。
- ・個人情報保護、環境への配慮、安全管理、衛生管理についての具体的な計画をもって施設の管理運営をすること。
- ・施設の管理監督にあたる幹部職員については、事故等の未然防止、業務改善促進のために業務の実態掌握に努めること。
- ・障害者の自立した地域生活を支援するため、福祉就労による収入の増額、一般就労の実現に努めること。
- ・所管課は、指定管理者による業務の遂行状況を常時把握しておくため、頻度高く現場視察を行うこと。

施設名：日野市立はくちょう

(1) 選定のポイント

- ・ 施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・ 公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。
- ・ 事務効率・経費削減等の工夫がされているか。
- ・ 安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。

(2) 応募団体名（非公募）

社会福祉法人 日野市福祉事業団

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員全体の得点とした。

審査項目	内 容	(社) 日野市福祉事業団	配点合計
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。(第4条第1号)	①介護給付が支給されている障害者が平等に利用契約に基づき施設を利用できるようになっているか。	246点	315点 (45点×7人)
	②障害のある市民及びその家族が利用できる配慮はなされているか。		
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	⑤地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるか。(第4条第2号)	①公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。	170点	245点 (35点×7人)
	②事務効率・経費削減等の工夫がされているか。		
	③利用者の増加及び利用率の向上が図られているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有しているか。(第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	172点	315点 (45点×7人)
	②防災・防犯時の危機管理対応策は適切であるか。		
	③日常的な安全管理が十分に考えられているか。		

	④日常的な衛生管理が十分に考えられているか。		
個人情報等について適正な管理が確保されるか。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	27点	35点 (5点×7人)
その他市長等が認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	100点	140点 (20点×7人)
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
小計		715点	1,050点 (150点×7人)
付加点		70点	
合計		785点	

＊ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

＊ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 6点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 多くの要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

＊ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

＜指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果＞

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80点以上100点	+20点
2	「良」	70点以上80点未満	+15点
3		60点以上70点未満	+10点
4	「改善」	50点以上60点未満	-10点
5		50点未満	-20点

本施設については、社会福祉法人日野市福祉事業団に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点69.5点）に基づき、10点×7名＝70点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 社会福祉法人日野市福祉事業団

(5) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(6) 総評

●選定理由

障害者自立支援法に基づき重度の知的障害者の日中活動を支援する施設として、市と協調して事業を展開する必要のある当該施設の管理運営について十分な経験があり、また、適正な職員体制、職員研修により安定したサービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

●協定締結にあたっての要望事項

- ・施設の設置目的に即した機能を発揮できるように、より一層職員配置・職員の研修に万全を期すること。
- ・重度の障害者を支援する施設として、支援員の資質、知識及び技能の向上のために、目的・対象・時期・頻度等を明確にした研修計画を作成し実施すること。
- ・個人情報保護、環境への配慮、安全管理、衛生管理についての具体的な計画をもって施設の管理運営をすること。
- ・重度の知的障害者が通所する施設であるため、緊急時の安全対策を充分にすること。
- ・施設の管理監督にあたる幹部職員については事故等の未然防止、業務改善促進のために業務の実態掌握に努めること。
- ・利用者の多様なニーズに応えられるように他施設とも連携した支援体制を整備すること。
- ・他の民間施設から通所を断られた障害者を受入れる等、他に代え難い施設運営を今後も継続すること。
- ・所管課は、指定管理者による業務の遂行状況を常時把握しておくため、頻度高く現場視察を行うこと。

施設名：日野市立希望の家

(1) 選定のポイント

- ・ 施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・ 地域、関係職員、ボランティア等との連携が図られているか。
- ・ 公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。
- ・ 事務効率・経費削減等の工夫がされているか。
- ・ 安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。

(2) 応募団体名（非公募）

社会福祉法人 日野市福祉事業団

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員全体の得点とした。

審査項目	内 容	(社) 日野市福祉事業団	配点合計
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。(第4条第1号)	①障害のある子ども及びその家族の平等な利用が確保されているか。	339点	420点 (60点×7人)
	②障害のある子ども及びその家族が利用できる配慮はなされているか。		
	③利用者(保護者)の意見を反映する仕組みがあるか。		
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	⑤地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるか。(第4条第2号)	①公の施設の効用を最大限に発揮できるものになっているか。	185点	245点 (35点×7人)
	②事務効率・経費削減等の工夫がされているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有しているか。(第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	189点	245点 (35点×7人)
	②防災・防犯時の危機管理対応策は適切であるか。		
	③日常的な安全管理が十分に考えられているか。		

	④日常的な衛生管理が十分に考えられているか。		
個人情報等について適正な管理が確保されるか。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	27点	35点 (5点×7人)
その他市長等が認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	74点	105点 (15点×7人)
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
小計		814点	1,050点 (150点×7人)
付加点		70点	
合計		884点	

＊ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

＊ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 7点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 多くの要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

＊ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

＜指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果＞

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80点以上100点	+20点
2	「良」	70点以上80点未満	+15点
3		60点以上70点未満	+10点
4	「改善」	50点以上60点未満	-10点
5		50点未満	-20点

本施設については、社会福祉法人日野市福祉事業団に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点68.1点）に基づき、10点×7名＝70点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 社会福祉法人日野市福祉事業団

(5) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(6) 総評

●選定理由

障害者自立支援法に基づく学齢前の発達に不安のある子ども及び障害のある子どもの育ちを支援する施設として、また、保護者の子育てに対する不安を軽減する施設として市と協調して事業を展開する必要のある当該施設の管理運営について十分な経験があり、また、適正な職員体制、職員研修により安定したサービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

●協定締結にあたっての要望事項

- ・施設の設置目的に即した機能を発揮できるように、より一層職員配置・職員の研修に万全を期すること。
- ・個人情報保護、環境への配慮、安全管理、衛生管理についての具体的な計画をもって施設の管理運営をすること。
- ・狭く、老朽化した施設であり、利用者も増加しているので緊急時の安全対策を充分講じること。
- ・施設の管理監督にあたる幹部職員については事故等の未然防止、業務改善促進のために業務の実態掌握に努めること。
- ・指定管理の実績報告によると平成17年度より平成19年度にかけて経費の削減がはかられている。今後も同様な削減努力をすること。
- ・気になる子どもへの対応をしている市の唯一の施設としての熱意を感じられた。他に代え難い施設運営、熱意を今後も継続すること。
- ・子どもの発達に不安のある保護者への相談・支援は、育て方の指針になり、子どもの将来にも関わる。設立から継続されている理念を保持しつつ創意工夫するという柔軟性のある現運営を継続すること。
- ・所管課は、指定管理者による業務の遂行状況を常時把握しておくため、頻度高く現場視察を行うこと。

施設名：日野市立交流センター（6館一括）

（１）選定のポイント

- ・施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・同種の施設管理運営の実績があるか。

（２）応募団体名

テルウェル東日本株式会社
株式会社日野市企業公社

（３）採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	㈱日野市企業公社	B社	配点合計
公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されること。(第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	3 4 1	3 2 8	4 2 0 点 (60点×7人)
	②だれでも利用できる配慮はなされているか。			
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。			
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。			
	⑤地域との連携が図れているか。			
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるものであること。(第4条第2号)	①公の施設としての効用や設置目的を発揮できるものになっているか。	1 1 4	1 0 4	1 4 0 点 (20点×7人)
	②経費削減等の工夫がされているか。			
	③施設の利用率を向上させるための具体的な提案がなされているか。			
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。(第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	2 9 9	2 8 2	3 5 0 点 (50点×7人)
	②適正な経理処理ができるか。			
	③同種の施設管理運営実績があるか。			
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切で			

	あるか。			
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。			
	⑥利用者とのトラブルの未然防止策及び対応策は適切か。			
個人情報等について適正な管理が確保されること。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	27	26	35点 (5点×7人)
その他市長等が必要と認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	81	82	105点 (15点×7人)
	②運営方針等から熱意・意欲、積極性が感じられるか。			
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。			
合計		862	822	1,050点 (150点×7人)
順位		1	2	

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 全く要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

(4) 選定結果

指定管理者候補者 株式会社日野市企業公社

(5) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(6) 総評

● 選定理由

事業計画書等の内容から、施設の特性を生かしたサービスの提案がなされており、公の施設としてサービスの向上が期待できるものになっていた。
類似施設の管理運営に実績もあり、安定した公共サービスの提供が可能であると

判断し、上記候補者を選定した。

● **協定締結にあたっての要望事項**

- ・受付の接客サービス教育を含め、自社社員のみならず、委託先に対しても十分な研修システムを具体的に定めること。
- ・受付に際しては、公共施設としての設置目的と使用目的が合致しているかチェックを厳格に行うこと。
- ・映画会、コンサート、子育て相談等を計画するなど自主事業の計画に取り組み、今後も施設の特性を生かした市民サービスの向上に努めること。
- ・所管課は、事業遂行について、取組み状況の定期的な点検、督励を行うこと。

施設名：日野市立多摩平交流センター

(1) 選定のポイント

- ・施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・公の施設としての効用や設置目的を発揮できるものになっているか。
- ・運営方針等から熱意・意欲、積極性が感じられるか。
- ・その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。

(2) 応募団体名（非公募）

特定非営利活動法人市民サポートセンター日野

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	市民サポートセンター日野	配点合計
公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されること。(第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	3 7 3	4 5 5 点 (65点×7人)
	②だれでも利用できる配慮はなされているか。		
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	⑤地域との連携が図れているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。(第4条第2号)	①公の施設としての効用や設置目的を発揮できるものになっているか。	1 3 7	1 7 5 点 (25点×7人)
	②経費削減等の工夫がされているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。(第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	1 5 7	2 1 0 点 (30点×7人)
	②適正な経理処理ができるか。		
	③防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。		
	④日常的な安全管理が十分に考えられているか。		

	⑤利用者とのトラブルの未然防止策及び対応策は適切か。		
個人情報等について適正な管理が確保されること。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	27	35点 (5点×7人)
その他市長等が必要と認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	144	175点 (25点×7人)
	②運営方針等から熱意・意欲、積極性が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
合計		838	1,050点 (150点×7人)

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 全く要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

(4) 選定結果

指定管理者候補者 特定非営利活動法人市民サポートセンター日野

(5) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(6) 総評

● 選定理由

事業計画書等の内容から、施設の特性を生かしたサービスの提案がなされていた。運営方針等から熱意・意欲、積極性が感じられ、市民の平等な利用及びサービスの向上が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

● 協定締結にあたっての要望事項

- ・利用率の低い施設（調理室）について PR や什器の充実を図るなど、利用度を高める取り組みを行うこと。
- ・自主事業計画の提案にある、ふれあい館サークル情報の収集、複合施設全体

との連携による情報発信の実現に向けて努力すること。

- 防災、防犯、省エネ、施設の損傷防止の観点から、日常的な点検のためのチェックリスト、貸室時の利用者注意事項、利用者退室時の管理者点検チェックリストを整備し、確実に遂行すること。
- 所管課は、点検事項、チェックリストの作成に協力し、点検等の確実な遂行を督促すること。

施設名：日野市立万願寺交流センター

(1) 選定のポイント

- ・施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・公の施設としての効用や設置目的を発揮できるものになっているか。
- ・運営方針等から熱意・意欲、積極性が感じられるか。
- ・その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。

(2) 応募団体名（非公募）

特定非営利活動法人日野子育てパートナーの会

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	日野子育てパートナーの会	配点合計
公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されること。（第4条第1号）	①市民の平等な利用が確保されているか。	3 8 5	4 5 5 点 (65 点×7 人)
	②だれでも利用できる配慮はなされているか。		
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	⑤地域との連携が図れているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。（第4条第2号）	①公の施設としての効用や設置目的を発揮できるものになっているか。	1 4 8	1 7 5 点 (25 点×7 人)
	②経費削減等の工夫がされているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。（第4条第3号）	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	1 6 8	2 1 0 点 (30 点×7 人)
	②適正な経理処理ができるか。		
	③防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。		
	④日常的な安全管理が十分に考えられているか。		

	⑤利用者とのトラブルの未然防止策及び対応策は適切か。		
個人情報等について適正な管理が確保されること。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	29	35点 (5点×7人)
その他市長等が必要と認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	150	175点 (25点×7人)
	②運営方針等から熱意・意欲、積極性が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
合計		880	1,050点 (150点×7人)

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 全く要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

(4) 選定結果

指定管理者候補者 特定非営利活動法人日野子育てパートナーの会

(5) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(6) 総評

● 選定理由

事業計画書等の内容から施設の特性を生かしたサービスの提案がなされていた。運営方針等から熱意・意欲、積極性が感じられ、市民の平等な利用及びサービスの向上が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

● 協定締結にあたっての要望事項

- ・子育て中の母親の孤立を防ぎ、いつでも気楽に出入できる場の提供と子育て支援の定着を期待する。今後も児童館、地域自治会、老人会等との連携を図

- り、子育てに関する事業を構築して普及・啓発に貢献すること。
- ・ 交流センターが、「コミュニティの形成」、「文化、スポーツ及びレクリエーションの振興」等の場でもあることに配慮し、団体の主たる目的事業以外についても、コミュニティ活動団体等による利用を促進する取り組みをすること。

施設名：日野市東部会館

(1) 選定のポイント

- ・ 施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。
- ・ 公の施設としての効用や設置目的を発揮できるものになっているか。
- ・ 企業体力、社会的信用があり、安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修の実施があるか。

(2) 応募団体名（非公募）

株式会社日野市企業公社

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	(株)日野市企業公社	配点合計
公の施設について 市民の平等な利用 及びサービスの向 上が確保されるこ と。 (第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	273点	350点 (50点×7人)
	②だれでも利用できる配慮はなされているか。		
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	⑤地域との連携が図れているか。		
事業計画書等の内 容が、公の施設の効 用を最大限に発揮 するとともに、管理 に要する経費の縮 減を図ることがで きるものであるこ と。 (第4条第2号)	①公の施設としての効用や設置目的を発揮できるものになっているか。	150点	210点 (30点×7人)
	②経費削減等の工夫がされているか。		
事業計画に沿った 管理を安定して行 う物的及び人的な 能力を有している こと。 (第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	234点	350点 (50点×7人)
	②適正な経理処理ができるか。		
	③防災・防犯及び非常災害時等の		

	危機管理対応策は適切であるか。		
	④日常的な安全管理が十分に考えられているか。		
	⑤利用者とのトラブルの未然防止策及び対応策は適切か。		
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	24点	35点 (5点×7人)
その他市長等が必要と認める事項 (第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	78点	105点 (15点×7人)
	②運営方針等から熱意・意欲・積極性が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
小計		759	1,050点 (150点×7人)
付加点		70	
合計		829	

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 全く要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

※ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

<指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果>

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80点以上 100点	+20点
2	「良」	70点以上 80点未満	+15点
3		60点以上 70点未満	+10点
4	「改善」	50点以上 60点未満	-10点
5		50点未満	-20点

本施設については、株式会社日野市企業公社に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点 67.5 点）に基づき、10 点×7 名=70 点の付加点を加算する。

(4) 選定結果

指定管理者候補者 株式会社日野市企業公社

(5) 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(6) 総評

● 選定理由

市民の健康の増進と市民活動の拠点である本施設の管理運営について、十分な経験と力量があり、施設の特徴を活かし安定した公共サービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

● 協定締結にあたっての要望事項

- ・ 自主事業計画で立案された企画の実現、健康に着眼したプールでのイベント等の企画など、集客を高め魅力的で活気のある施設に向け努力をすること。
- ・ プール施設は、事故発生の可能性も高く、また事故発生時は重篤な事象が引き起こされる可能性が極めて高いので安全確保には十分留意し、外部委託者も含め安全教育の徹底を図ること。
- ・ モノレールから見える外壁については P R の方策を検討し集客効果を積極的に図ること。
- ・ 高齢者の和室利用のため、低いイスを用意すること。
- ・ 設置目的のひとつである「コミュニティ活動を促進」する観点から、周辺地域のコミュニティ活動団体との連携を密にし、会館を利用した活動の一層の活性化に努めること。
- ・ 受付業務の接客サービス教育など人づくり研修を実施し、徹底を図ること。
- ・ 所管課は業務遂行について、取り組み状況の定期的な点検、督励を行うこと。

施設名：日野市勤労・青年会館

(1) 選定のポイント

- ・ 事務効率・経費節減等の工夫がされているか。
- ・ 施設の利用率を向上させるための具体的な提案がなされているか。

(2) 応募団体名

日野建物管理協同組合
 テルウェル東日本株式会社
 株式会社日野市企業公社

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	(株) 日野市企業 公社	B社	C社	配点合計
公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されること。 (第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	210	130	204	280点 (40点×7人)
	②だれでも利用できる配慮はなされているか。				
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。				
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。				
	⑤地域との連携は図れているか。				
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるものであること。 (第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。	274	170	236	350点 (50点×7人)
	②事務効率・経費削減等の工夫がされているか。				
	③施設の利用率を向上させるための具体的な提案がなされているか。				
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	231	133	216	280点 (40点×7人)

人的な能力を有していること。 (第4条第3号)	②同種の施設管理運営実績があるか。				
	③防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。				
	④適正な経理処理ができるか。				
	⑤利用者との苦情対応策は適切か。				
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	26	15	26	35点 (5点×7人)
その他市長等が必要と認める事項。 (第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	82	49	79	105点 (15点×7人)
	②運営方針等から熱意・意欲が感じられるか。				
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。				
小 計		823	497	761	1050点 (150点×7人)
付 加 点		70			
合 計		893	497	761	
順 位		1	3	2	

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 全く要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

※ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

＜指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果＞

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80 点以上 100 点	+ 2 0 点
2	「良」	70 点以上 80 点未満	+ 1 5 点
3		60 点以上 70 点未満	+ 1 0 点
4	「改善」	50 点以上 60 点未満	- 1 0 点
5		50 点未満	- 2 0 点

本施設については、株式会社日野市企業公社に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点 61.7 点）に基づき、10 点×7 名=70 点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 株式会社日野市企業公社

（５）指定期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

（６）総評

● 選定理由

施設の利用率を向上させるための具体的提案がなされ、また本施設の管理運営について十分な経験があることから、経費削減を図りながら安定した公共サービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

● 協定締結にあたっての要望事項

- ・ 単に施設の維持管理や受付業務の処理に終始することなく、指定管理者の主な業務の第 2 項に掲げる、勤労者・青少年の文化教養に関する業務を積極的に企画し、遂行に努めること。
- ・ これまでの管理運営を主管課とともに抜本から見直し、大胆な発想のもとに企画運営を検討すること。
- ・ サービス向上のため、駅からの案内板の設置や和室利用者のための低いイスの設置等を検討すること。
- ・ 平成 1 8 年度から実施している第 2、第 4 月曜日の臨時開館について、さらなる PR に努めるとともに、通常の開館日も含め利用率の向上に努めること。
- ・ 所管課は事業遂行について、取り組み状況の定期的な点検、督励を行うこと。

施設名：日野駅西駐輪場・豊田駅南第4駐輪場

(1) 選定のポイント

- ・ 利用者へのサービスが駐輪場施設として魅力的なものとなっているか。
- ・ 放置自転車対策についての提案がされているか。
- ・ 利用増加に向けた具体的な提案等がされているか。

(2) 応募団体名（非公募）

株式会社日野市企業公社

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	㈱日野市企業公社	配点合計
公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること。 (第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	1 7 8	2 4 5 点 (35 点×7 人)
	②だれでも利用できる配慮はなされているか。		
	③施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
	④地域との連携は図れているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるものであること。 (第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。	2 8 8	4 2 0 点 (60 点×7 人)
	②事務効率、経費削減の工夫がされているか。		
	③施設の利用率を向上させるための具体的な提案がなされているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	1 8 0	2 4 5 点 (35 点×7 人)
	②同種の施設管理運営実績があるか。		
	③防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。		

	④適正な経理処理ができるか。		
	⑤利用者との苦情対応は適切か。		
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	22	35点 (5点×7人)
その他市長等が認める事項。 (第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	75	105点 (15点×7人)
	②運営方針等から熱意・意欲が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。		
小計		743	1,050点 (150点×7人)
付加点		70	
合計		813	

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 全く要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

※ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

＜指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果＞

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80点以上 100点	+20点
2	「良」	70点以上 80点未満	+15点
3		60点以上 70点未満	+10点
4	「改善」	50点以上 60点未満	-10点
5		50点未満	-20点

本施設については、株式会社日野市企業公社に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点 63.3 点）に基づき、10 点×7 名=70 点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 株式会社日野市企業公社

(5) 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(6) 総評

● 選定理由

路上放置自転車ゼロを目指す上で市と連携した事業展開を必要とする本施設の管理・運営について十分な経験があり、施設の特性を活かし安定した公共サービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

● 協定締結にあたっての要望事項

- ・ 単に施設の維持管理や受付業務の処理に終始することなく、指定管理者の主な業務の第 6 項に掲げる業務（放置自転車対策に関すること）遂行のため、実態把握及び改善策の企画・取り組みに努めること。
- ・ 利用率の低い日野駅西駐輪場について、現利用形態での利用促進及び利用方法一部変更による有効活用の方途を探るための取り組みに努めること。
- ・ オートバイ駐車スペースの区割り等施設の改善に取り組むこと。
- ・ 利用率向上のため、稼働率のデータ等を基に、利用者層等の分析を行い、長期割引制度の割引率の見直し、及び学生割引制度等の思いきった工夫を検討すること。
- ・ 放置自転車対策の一環として、レンタサイクル制度を検討すること。
- ・ センサーライト等の設置により、施設の安全確保に努めること。